



外国人学校以外・日本国籍以外の方用

高等学校等就学支援金・高校生等・新修学支援金
同時・申請手続き書類

国籍が「日本国以外」であって、高等学校等就学支援金・新制度の対象外になる可能性のある生徒の方は、以下の書類を提出ください。提出の際は、ホッチキスなどで綴じてバラバラにならないよう提出ください。

- 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-1)
- 高校生等・新修学支援金申請意向及び同意について(様式 I-2)
- 高校生等・新就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-3)

【留意事項】

- 1 手続き書類の記入は必ず自宅で行ってください。
- 2 申請書類を封筒に入れて、学校の事務室に提出してください。

記入例

**在留資格が家族滞在で、日本国の
小学校を卒業していない場合
(中学校の途中で入国した場合)**

C

月 22日

千葉県教育委員会 殿

高校生等・新修学支援金 申請意向及び同意について

(1) 高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」と言います。) 申請の意向について
(次の口にレ印を付けてください。)

- 高等学校等就学支援金の申請の結果、不認定となった場合は、新修学支援金への申請を希望します。

4箇所全てに✓を入れてください。

(2) 新修学支援金受給資格認定申請に係る同意事項
(次の事項を確認の上、全ての口にレ印を付けてください。)

- 新修学支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定申請や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
- 学校設置者が、私に支給される新修学支援金を代理受領することに同意します。
- 新修学支援金を授業料に充てるとともに、新修学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することに同意します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな	ちば		はなこ	
生徒の氏名	姓	CHIBA	名	HANAKO
生徒の生年月日	2010 年 6 月 15 日			
生徒の住所	〒 260-8662			
	千葉	都道府県	千葉	市区町村 中央区市場町〇-〇
生徒が在学する学校の名称	〇〇立〇〇高等学校			

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

記入例

2026年 4月 22日

千葉県 殿

高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書

受給資格認定申請書 (初回時)

高校生等・新修学支援金 (以下「新修学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

2箇所全てに✓を入れてください。

(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載があった場合は、都道府県の求めに従いその全額を即時返還します。

記入例

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について
(次の該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍			
① <input checked="" type="checkbox"/>	日本国以外		
(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等			
② <input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	
		日本国に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)
③ <input checked="" type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦) 2027年 2月 22日
		日本国の小学校の卒業の有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input checked="" type="checkbox"/> 卒業していない
		小学校名	
		所在地(都道府県)	都・道 府・県
		日本国の中学校の卒業の有無等	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない
		中学校名	〇〇立〇〇中学校
		所在地(都道府県)	千葉 都・道 府・県
		日本国で就労する意思の有無	<input checked="" type="checkbox"/> はい(あり) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)
④ <input type="checkbox"/>	特定活動	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日
⑤ <input type="checkbox"/>	留学		
⑥ <input type="checkbox"/>	その他	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日

該当する在留資格にし、右側の欄に必要事項を記入してください。

在留資格が「家族滞在」の場合は記入が必要です。
①「在留期限(満了日)」を記入
②卒業した「中学校」の学校名と所在地を記入
③「日本で就労する意思の有無」に

日本国外の小学校を卒業した場合は
①卒業していないに
②学校名等は記入しない。

(生徒の在留資格・在留期間等を確認するため、次の⑦~⑨のいずれかの口にレ印を付けてください。)

生徒本人の在留資格等の確認のため、以下のとおり申請します。

⑦ <input type="checkbox"/>	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
⑧ <input type="checkbox"/>	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
⑨ <input checked="" type="checkbox"/>	様式 I - 1 - 3(就学支援金申請書用)を提出すみのため、⑦・⑧のいずれの書類も添付しません。

就学支援金受給資格認定申請書Aを同時に提出している場合は、⑨にを入れてください。

【3. 保護者等の収入の状況について】

記入例

親権者(父母等)の状況に応じて
①から⑧に✓を入れ、
親権者の氏名を下段に記載してく
ださい。

(1) 新修学支援金の支給を受けようとする時期

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び注
(次の①から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧の口にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
CHIBA TAROU	父	CHIBA ICHIKA	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

記入上の注意



(別紙)

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに、高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）や新修学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

【3. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】 (2) ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2) ⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

また、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、学校の所在地である都道府県に御相談ください。

ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】 (2) ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】 (2) ⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、新修学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ニ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ホ 支給対象とならない在留資格「留学」の生徒が、対象となるその他の在留資格への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。
- ヘ 受給資格の認定後、申請者の在留資格等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。
- ト 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、新修学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、新修学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 正当な理由がなく都道府県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、新修学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、新修学支援金の加算支給はされません。

